

出羽国村山郡における代官と村

—入間家文書を素材として—

堀 亮 一
〔税務大 学 校〕
〔租税史料館研究調査員〕

要 約

1 研究の目的

租税史料館で所蔵する近世文書を中心とする文書群として入間家文書がある。入間家文書は、出羽国村山郡入間村（現在の山形県西村山郡西川町大字入間）の幕府領の名主家に伝存した文書である。

近世の租税を概観すると、幕府領の村の場合その支配は代官によって行われており、租税は代官を通じて幕府の勘定所に納められている。代官は、元禄期の将軍徳川綱吉による肅清や寛政期における代官の風紀取り締まりの中で更迭が行われる中で、「領主」性が失われ幕府役人として「官僚」化の道をたどるとされている

本稿では、まず入間村の変遷などと入間家文書の近世から近代までの内容を紹介し、文書群全体としてのまとまりについて述べる。そして、入間家文書の文書群としての特徴をふまえた上で、入間村が幕府代官の支配を受けていた期間の内主に享保期以降を取り上げ、入間家文書をもとに入間村を治めていた代官と村との間で結ばれていた一主に近世の租税である年貢を介した一関係を見ていく。

2 研究の内容

① 入間家文書の分類と特質

本稿では、入間家文書の特質を明らかにするため、入間家文書の「文書群」としての特徴に則した形の分類項目を立てた。そして、近世文書の大項目として名主家と入間家を、近代文書の大項目として入間村（区長・戸長など）と入間家を設定し、これに中・小の項目を付けて分類を行った。入間家文書の近世史料は、名主という役職に伴って生成される文書と入間家という家及び家経営に関連して残された家文書の二つに分ける事が出来る。また、入間家は、入間神社の神主を務めている家でもあった。この他、入間家文書の全体的な特徴として書状が多く現存して

いることが上げられる。近代に入ると、入間家は区長及び戸長を務めているが、いわゆる公文書の類は区長を辞めた明治九年以降は少なく、以後私文書中心に移行している。近代文書では、家文書の「争論」（争論関係）・「借金」・「買物」（領収証など）が点数の多い項目として上げられる。

② 入間村（幕領分）と支配代官

入間村の幕府領は、寒河江領の幕府領として元和八年（一六二二）に山形藩の最上家が改易になった後に幕府領となり、安政二年（一八五五）まで幕府領として幕府代官の支配を受けている。この内、入間村の幕府領を治めていた享保期以降の代官について見てみると、まず代官陣屋の廃止や出張陣屋化などに伴い入間村を治めている代官の代官陣屋が移動している。また、代官によっては、入間村を治めた期間は異なる。この内、柴橋陣屋支配の時代の特徴としては、池田仙九郎が柴橋陣屋に寛政元年（一七八九）から寛政七年（一七九五）と、文化七年（一八一〇）から天保五年（一八三四）までという長期にわたって在任している点が上げられる。そして池田仙九郎が天保五年の在任中に死去した後は、息子の池田岩之丞が代官見習から代官となり天保五年から天保七年まで勤めている。また、入間村を治めた代官の特徴としては、馬喰町詰代官・関東郡代付代官に就任、あるいはこれらの代官を勤めた家出身の代官を確認できる点も上げられる。

ところで、入間村では、たびたび近世を通じて大きな飢饉に見舞われた。このような際に代官が「御救」を行っている。例えば、宝暦五年（一七五五）から宝暦六年までは凶作のため年貢を役所に納められなかったため、結局宝暦五年分の内不納の分は拝借金で上納し、宝暦六年の年貢と共に二十ヶ年賦で返納することとなっている。また、天保九年（一八三八）四月に、兵助新田の惣百姓が代官池田仙九次他下役の武運長久を神に祈願する旨の議定書を作成している。これは、天保四年九月に大雨による洪水の時用水路が崩れた際、村高二十九石二斗二合の内田

方十二石を引高にした処置によるものであった。この他、入間村本郷の
一ツ小柳では、宝暦五年の大凶作で全員「退転」しているが、当時の代
官（＝池田仙九郎）が一ツ小柳の「有高」を全て「引高」とした。また、
現在の代官（＝添田一郎次）も検見の「引方」については格別の「救
引」をしたとして、天保九年四月に入間村本郷の惣百姓が一ツ小柳の地
蔵尊に代官と手代の武運長久を祈念している。また、天保七年三月にも
同様の願望書が作られている。

このように、天保期には、入間村本郷・兵助新田では、代官の「顕
彰」を行っている事例を確認できる。これは、池田仙九郎は、長期間に
渡って寛政期と文化期から天保期にかけて柴橋陣屋で代官を勤めており、
その後も池田岩之丞が天保五年から天保七年まで代官を勤め、支配所の
村々にとって特別な存在であったことなどが背景にあると考えられる。

しかし、代官は、幕府勘定所の「官僚」として全国に配置されていた
が、代官の行動には、支配を担当する幕府領以外に江戸の幕府勘定所を
政策の視野において行動する事があった。寛政三年（一七九一）に代官
池田仙九郎によって、柴橋陣屋付の村々に郡中備金仕法が導入された。
ところが、これ以後文化十四年（一八一七）に、幕府が幕府の公金貸付
政策の中心であった馬喰町の貸附役所の統制・集中化を行った。この幕
府の政策は、柴橋陣屋付の村々の郡中備金に大きな影響を与えるよう
になり、郡中備金は、文化十五年以後幕府勘定所による公金貸付政策に連
動することとなった。

3 結論

入間家文書の文書群としての構成は、租税史料館に寄贈されるまでの間の
推移もあり、やや史料群としては偏りのある文書構成となっている。

こうした文書群の中、入間村を支配してきた代官とその対応を見てきた。
代官は幕府勘定所の「職」として全国を転々とする身分であったが、その中
で入間村の場合池田仙九郎支配の時代が長かった点が特徴として上げられる。

入間村の年貢をめぐる対応を見ると、飢饉時の村に対する対応は時代によって変化が見られたと思われるが、郡中備金の制度の導入などの事例から考えるのであればこの池田仙九郎が代官を勤めた時代が入間村にとって一つの転換期であったと言えよう。

池田仙九郎は、天保期には入間村及び兵助新田では、「顕彰」の対象となっており村からは「名代官」として評価されているように見える。しかし、郡中備金をめぐる代官と幕府勘定所、そして領地の村々間の対応を見てみると、池田仙九郎に限らず各代官が地域の経済、あるいは全国的な視野に立った政策を行っていることが確認出来る。代官という幕府勘定所支配下の役職には、その就任過程・政策などに時代差はあったものの、その根底には幕府勘定所支配の地方における遂行者としての立場があったのである。

目 次

はじめに	531
一 入間家文書の紹介と「文書群」	533
(一) 入間村（幕府領分）の概要	533
(二) 入間家文書の文書群の構成	536
二 入間村を治めた代官とその性格	548
(一) 陣屋の変遷と代官の履歴	548
(二) 入間村と代官の「御救」	553
(三) 代官・柴橋陣屋附村々・江戸	559
おわりに	564

はじめに

近世の租税を概観すると、通常村が領主に納める租税は領主の勘定所に納められる。幕府領の場合は、その支配は代官によって行われており、代官を通じて幕府の勘定所に納められている。代官は、元禄期の将軍徳川綱吉による粛清や寛政期における代官の風紀取り締まりの中で更迭が行われる中で、「領主」性は失われ幕府役人として「官僚」化の道をたどるとされている⁽¹⁾。

ところで、租税史料館で所蔵する近世文書を中心とする家文書の文書群として入間家文書がある。入間家文書は、租税史料館で所蔵している近世文書の約半分を含む文書群であり、出羽国村山郡入間村（現在の山形県西村山郡西川町大字入間）の幕府領の名主家に伝存した文書である。入間家は、寛文十二年（一六七二）四月時には当時の入間家の当主であった清右衛門が、十九才で入間村の庄屋として検地の案内人を勤めており、入間家は近世初期から入間村の名主であった⁽²⁾。

本稿では、まず第一章で入間村の変遷などと入間家文書の近世から近代までの内容を紹介し、文書群全体としてのまとまりについて述べる⁽³⁾。そして第

(1) 代官に関する研究史については、村上直『代官—幕府を支えた人々—』（人物往来社、一九六三年）、『天領』（人物往来社、一九六五年）を始めとする諸研究があるが、一九八〇年代迄の研究史については村上直・和泉清司・西沢淳男「幕領（天領）及び代官文献目録」（日本海地域史研究会村上直編『日本海地域史研究』第十輯、文献出版、一九九〇年）を参照。なお、それ以降の主な研究成果としてここでは、西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』（岩田書院、一九九八年）を上げておく。

(2)（寛文11年2月～寛文12年4月） 寛文拾貳壬子年四月 御検地ニ付被仰渡候覺書寒河江領入間村清右衛門扣（昭53仙台207）。なお、以下入間家文書を引用する際には、租税史料館の受入番号を付ける。租税史料館の受入番号は受入年代・受入の窓口となっている地方研修所名、受入番号から構成されているが、入間家文書の場合、その受入年代は複数年に渡っている。また、写本や控の内、書写年代が分からないものについては、原本の年代を（ ）付で示している。

(3) なお、租税史料館所蔵史料で入間家文書以外の入間村関係の史料としては、花巻税務署から移管された明治前期の入間村の絵図がある（昭56仙台11、19、29、184、226）。

二章では、入間家文書の文書群としての特徴をふまえた上で、入間村が幕府代官の支配を受けていた期間の内主に享保期以降を取り上げ、入間家文書をもとに入間村を治めていた代官と村との間で結ばれていた一主に近世の租税である年貢を介した一関係を見ていく。そして、近世を通じて代官が幕府支配における身分、立場を変容させていく中で、村に対してどのような対応をとっていったのかについて見ていきたい⁽⁴⁾。

(4) これまで入間家文書を使用した研究論文としては、多仁照廣「江戸時代出羽寛文検地条目について」(『税大論叢』第十三号、一九七九年)、同「羽州入間村名主常右衛門の「書残」」(『税大論叢』第十四号、一九八一年)がある。

一 入間家文書の紹介と「文書群」

(一) 入間村（幕府領分）の概要

入間村は月山の南方の山麓、最上川の支流寒河江川の溪谷に位置する村で、幕府領の石高は宝暦三年（一七五三）段階で四百十石九斗四升四合⁽⁵⁾、寛政六年（一七九四）段階で四百五十石九斗四升四合⁽⁶⁾、明治二年（一八六九）段階で四百七十二石六斗四合⁽⁷⁾となっている。なお、入間村は、幕府領と出羽松山藩領に分かれていた⁽⁸⁾。また、隣村の兵助新田は、承応年間（一六五二～一六五四）に入間村の入会の山野の空き地より開墾した村で、入間村の名主である入間家が名主を代々勤めていた。例

(5) 宝暦3年3月 宝暦三年酉三月日 羽州村山郡入間村明細指出帳 入間村名主善右衛門同利左衛門同久兵衛（昭53仙台4）

(6) （寛政6年閏11月）寛政六寅年閏十一月 羽州村山郡入間村明細差出帳 扣証文村名主清吉（昭53仙台9）

(7) 明治2年9月 明治二巳年九月 村明細取調書上帳 羽前国村山郡入間村（昭53仙台96）

(8) なお、入間村の御料・私領が協力して行動している事例として、いわゆる「御救」のため植えた杉苗の事例がある。これは、文化五年（一八〇八）に入間村の幕府領の増五郎が後年村内が困窮に迫った時の助力となるため山野の空き地に杉苗を植え付けたい旨を常右衛門方へ申し出たため御料・御私領両村に申し聞きした上で植えたのが始まりである。その後安兵衛（天保六年当時は組頭）が「村内合力」のため植え付けを行っているが、最初に植え付けた杉木の中で成木になった分を売り払う時節になったため、その代金は入間村の幕府領・松山藩領、そして兵助新田に割賦配分されている。この際、天保六年（一八三五）十一月に議定書が作成され、増五郎の子孫である清右衛門へ渡されている（天保6年11月 村備杉木売払候節代金割賦議定・昭53仙台18）。なお、この文書では、村人の氏名に文化五年当時の先祖の名前が付記されているが、この他にこの議定書の写し（（天保6年11月）村備杉木売払候節代金割賦議定（写）・昭55仙台133）もある。文化五年段階の議定証文は文化5年4月 杉植附議掟之事（入間村御料私領杉植附二付）・昭55仙台69）。

この後飢饉を凌ぐためこの杉林を伐ろうとする者が出て（文久元年4月27日 差出申一札之事（先祖植附の杉林伐木の儀連印二付託書）・昭55仙台419、文久元年4月22日 託入申一札之事（村方植備杉林伐木願出二付）・昭55仙台426）、文久元年（一八六一）四月二十七日に名主清右衛門に託入れの一札が出されている（文久元年4月27日 託入申一札之事（御先祖ニ而植備候杉林伐木企て二付）・昭55仙台130-6）。

えば、入間家文書では、文化二年（一八〇五）三月に作成された入間村と兵助新田の村明細帳の控えが残っているが、兵助新田の名主は入間村と同じ「小三郎」であり、この段階ですでに入間村の名主は兵助新田の兼帯名主を勤めている⁽⁹⁾。

この入間村の中は、大きく本郷と枝郷に別れていた。天保九年（一八三八）に巡検使が来た際に代官の役所へ提出した入間村本郷と隣村の兵助新田の絵図の控えを見ると、枝郷は本郷よりさらに山間部に位置している⁽¹⁰⁾。入間家文書には弘化三年（一八四六）⁽¹¹⁾以降の「年貢仕訳帳」が現存しており、年貢が本郷と枝郷に分けて取り集めている事がわかる。また、本郷・枝郷にはそれぞれ村役人がおり、入間家は本郷の名主家であった。嘉永二年（一八四九）に起きた枝郷の名主跡役をめぐる争論時の願書からは枝郷も名主・組頭を立てており、玄米四俵が名主役給となっている事が分かる⁽¹²⁾。

入間村は、農業中心の村であったが、若干の産業も見られた。入間村の「年貢皆済目録」を見ると小物成として漆・蠟・薪代永百三十四文が課税されており、天保十二年（一八四一）からは酒造冥加永百文も課税されている⁽¹³⁾。

この小物成の額は、慶安三年（一六五〇）の「年貢割付状」⁽¹⁴⁾の漆代（永九文）・蠟代（永三十三文）・薪代（永九十二文）を足した額と同じであり、これらは「定納」の小物成として近世を通じて同額で課税されてい

(9) (文化2年3月) ひかへ 兵助新田(村明細帳控)(昭53仙台10)、(文化2年3月) ひかへ 入間村(村明細帳控)(昭53仙台11)

(10) (天保9年閏4月)(入間村本郷兵助新田・絵図・写)(昭55仙台151)

(11) 弘化3年6月7日 弘化三年年六月七日 去巳御年貢割賦本郷枝郷仕分取調帳名主清右衛門扣(昭54仙台1)

(12) (嘉永2年6月25日～嘉永2年6月26日) 嘉永二酉年六月廿五日 入間村枝郷名主跡役一件(昭55仙台303)

(13) (享保8年7月～嘉永5年7月)(入間村皆済目録写)(昭55仙台452)

(14) 慶安3年霜月11日 入間村寅御成ヶ可納割付之事(昭55仙台698)

た。

次にこの他の産業について、「村明細帳」で確認してみよう。入間家文書には、宝暦三年（一七五三）⁽¹⁵⁾、寛政六年（一七九四）⁽¹⁶⁾、文化二年（一八〇五）⁽¹⁷⁾、天保九年（一八三八）⁽¹⁸⁾、明治二年（一八六九）⁽¹⁹⁾、明治三年（一八七〇）⁽²⁰⁾の「村明細帳」がある。ここでは、幕府代官所、その後に入間村を支配する松前藩の東根役所ではなく、明治三年に明治政府の下新たに入間村を治めることとなった山形県に提出した「村明細帳」の内容を挙げる。これは、この「村明細帳」が、入間家文書に現存する「村明細帳」の中で、一番詳細に農間余業について触れているからである。これによると、入間村では、稲作の他、畑では夏に大豆・粟を、秋に蕎麦・菜大根の類を作っており、農間稼ぎとしては男は炭・灰・砂金・蠟袋・菅筵折・薪伐をしており、女は蚕養・布麻打・綿機織・山稼をしている。また、入間村の産物は生糸・青芋・砂金で、寒河江川の内では六月中に刳鱒が取れたという。そして村内に大工一人・木挽三人・紙漉一人・炭焼四人・鋳掛一人・塗師一人・砂金掘四人がいた。

入間村の幕府領は、寒河江領の幕府領として元和八年（一六二二）に山形藩の最上家が改易になった後に幕府領となったものである。その後寛永

- (15) 宝暦3年3月 宝暦三年酉三月日 羽州村山郡入間村明細指出帳 入間村名主善右衛門同利左衛門同久兵衛（昭53仙台4）、（宝暦3年3月） 宝暦三年酉三月日 羽州村山郡入間村明細指出帳写 入間村名主善右衛門同利左衛門同久兵衛（昭53仙台5）
- (16) （寛政6年閏11月） 寛政六寅年閏十一月 羽州村山郡入間村明細差出帳 扣証文 村名主清吉（昭53仙台9）
- (17) （文化2年3月） ひかへ 入間村（村明細帳控）（昭53仙台11）
- (18) （天保9年4月15日） 村差出書上帳 添田一郎次御代官所羽州村山郡入間村（写）（昭53仙台20）、天保9年閏4月15日 村差出書上帳 添田一郎次御代官所羽州村山郡入間村（昭55仙台147）
- (19) 明治2年9月 明治二巳年九月 村明細取調書上帳 羽前国村山郡入間村（昭53仙台96）
- (20) 明治3年12月 明治三庚午年十二月 明細村鑑書上帳 羽前国村山郡入間村（昭53仙台97）

三年（一六二六）に山形藩鳥居家の加増分となったが、寛永十三年（一六三六）に藩主鳥居忠恒が嗣子が無く死去したため断絶となり、再び幕府領に復している。以後、入間村は、安政二年（一八五五）まで幕府領として幕府代官の支配を受けている⁽²¹⁾。

しかし、安政三年（一八五六）正月、松前藩が蝦夷地の上知に伴い陸奥国伊達郡・出羽国村山郡の内々替地が与えられたことに伴って入間村は松前藩領となった。この際入間村では、安政三年正月に代官松永善之助の柴橋役所へ松平伊豆守（＝松前藩主）の私領への引き渡しの勘弁を願う願書を提出したが、この時には手代宮坂の手入直しを受けており、その後再び差し出している⁽²²⁾。

しかし、安政三年二月八日には、松前藩の東根役所から松前藩領になった旨を伝える達しが出され、これに対して入間村・兵助新田では三月六日に「請印帳」を提出している⁽²³⁾。そして、二月二十八日には、代官松永善之助から松前藩領への移動の旨を通達する廻状が出されている⁽²⁴⁾。

（二）入間家文書の文書群の構成

租税史料館で入間家文書と称する文書群は総点数約四千六百点にのぼるが、最初に租税史料館の前身である租税資料室に寄贈されたのは、戦時中に山形市内の造り酒屋が酒樽とふたの間を密閉する和紙として買い集めた文書であった⁽²⁵⁾。その後、入間家文書の所蔵者である入間幸補氏から昭

(21) 寒河江領の幕府領の変遷については本間勝喜『出羽天領の代官』（同成社、2000年）を参照

(22) 安政3年正月 乍恐以書付奉願上候（松平伊豆守私領渡の儀勘弁願）（昭55仙台361）

(23) 安政3年3月6日 安政三辰年三月 被 仰渡候御請書 羽州村山郡入間村兵助新田（東根御役所御領分ニ相成ニ付）（昭53仙台37）

(24) （安政3年正月7日～安政3年12月25日）安政三丙辰年正月七日 御用御留帳名主清右衛門（昭54仙台223）

(25) 「山形新聞」（昭和五十四年六月十三日付）

和五十五年、昭和六十三年の二回に渡って寄贈を受け今日に至っている⁽²⁶⁾。

租税史料館で所蔵する入間家文書は、寛永十八年（一六四一）の検地帳が最も古い史料であるが、近世後期から明治時代迄を中心の文書群である。この他、所蔵者の家に慶長八年（一六〇三）の最上家親の発給文書二通と安政六年（一八五九）の字一ツ小柳の絵図が保管されている。

租税史料館は、租税史料館独自の分類項目で史料整理を行っており、これは入間家文書についても同様である。そこで、まずこの分類項目で入間家文書の内訳を見てみよう。近世文書を概観すると最も多いのはD行財政（約650点）で、次にE金融・貸借・売買（約470点）、C租税（年貢・物成以外の税等）（約300点）、B租税（年貢・物成）（約230点）、O宗教・学芸・医療（約220点）、H産業（商・工・鉱業関係）（約130点）、A土地（約120点）、G産業（農・林・水産業関係）（約100点）と続く。

また近代文書について見てみると、「租税」では点数としてはT920 市町村税（民費・地方費・学校費）（約110点）、T590 地租（帳簿類）（約50点）が目立つ程度である。また「その他」では、W320 法律（司法・訴訟手続法）（約270点）、W590 家政学・生活科学（家庭経済・管理）（約200点）、W330 経済（金融）（約190点）、W300 行政（地方自治）（約170点）、W320 法律（民法・私法一般）（約130点）が多い項目で、X000 地図も約100点ある。ただし、この項目では文書の種類や内容に対して不適當かつ把握しにくいものも多く、また同系統の史料を別項目で分類されているケースもまま見られる。

このため、ここでは次に入間家文書の特徴をさらに明らかにするため、上記の分類ではなく、入間家文書の「文書群」としての特徴に則した形の分類項目を立てる。そして、近世文書の大項目として「名主家」と「入間

(26) 昭和五十五年に入間家文書が租税資料室（当時）に寄贈された経緯については、多仁照廣「入間家文書について」（「税大通信」昭和五十六年八月一日号）を参照。

家」を、近代文書の大項目として「入間村」（区長・戸長など）と「入間家」を設定し、これに中・小の項目を適宜加えた。なお、近代文書の「入間村」に関しては入間家が歴任した役職を分類の軸にすえた。【図1】は、現段階における入間家文書の文書群の構成を示すものである。

【図1】入間家文書の文書群（ ）は史料点数）

◎近世文書（明治五年・一八七二までを対象）

名主家	支配・法令	御用留(33)、廻状・達(36)、 東根会所（詰）(46)、戊辰戦争(9)、 大区・小区(122)
	検地	検地(9)、破免検見(7)、 立毛見合附取調帳(14)
	土地帳簿	土地帳簿(22)
	年貢	年貢(38)、免状(5)、減免(21)、 買替米(41)、帳簿(22)、 米代金(19)
	諸役	諸役(140)、国役金(47)、備金(26)、 夫食(53)、拝借金(13)
	村明細帳	(12)
	村入用帳	(147)
	林野・入会	(13)
	願書	土地(5)、支配替(3)、 減免(19)、郡中備金(1)、 夫食(10)、伐木一件(2)、 拝借金(2)、その他(11)
	証文	土地(27)、跡式譲渡(1)、 米借用証文(1)、借用金 証文(13)、百姓株請証文(1)、 米売渡証文(1)、家諸道具 引当証文(1)、下男給金 引当証文(3)
	争論	山境争論(2)、飯代滞り 一件(22)

—	一件	(42)	
—	用水・普請	(10)	
—	枝郷	(26)	
—	一ツ小柳	(9)	
—	左沢領	(1)	
—	兵助新田		兵助新田(44)、備金(23)、 諸役(81)、国役金(25)
—	寺社	(25)	
—	宗門払手形	(22)	
—	五人組帳	(1)	
—	宗門人別改	(11)	
—	鉄砲改	(2)	
—	道中手形	(3)	
—	書状	(228)	
—	その他	(142)	
—	絵図	(12)	

入間家	—	土地帳簿	(4)
	—	小作証文・帳簿	(18)
	—	開発	(2)
	—	林野・入会	(6)
	—	万覚帳	(3)
	—	土地証文	(80)
	—	借金証文・帳簿	(79)
	—	百姓株預り証文	(2)
	—	蚕・絹	(10)

— 家	(9)
— 会計帳簿	(4)
— 奉公人	(3)
— 書籍	(1)
— 書状	(147)
— 領収証	(175)
— 御初穂神納帳	(2)
— 香典帳	(5)
— 神主	(27)
— 手控え	(1)
— 文芸	(52)
— 願書	(1)
— 絵図	(13)
— その他	(119)

◎近代文書（明治五年・一八七二以降を対象）

入間村	— 区長	— 土地 (11)、年貢・税 (56)、一件 (6)、 地租改正 (8)、備金 (1)、酒造 (1) 分郷・合併 (4)、合併願 (3)、 民費 (45)、神社 (23)、戸籍 (5)、 種痘 (1)、山形県達 (20)、徴兵 (3)、 その他 (96)
	— 戸長	— 地租改正 (4)、山林 (1)、備金 (3)、 土地 (10)、年貢金・地租金 (4)、 民費 (5)、神社 (2)、争論 (22)、 その他 (13)
	— 村長	— 村長 (34)、貸附金一件 (54)
	— 戸籍	(4)

—	行政	(29)
—	年貢	(8)
—	民費	(41)
—	撰挙投票用紙	(21)
—	備金・年賦金	(4)
—	地租改正	(7)
—	土地	(67)
—	争論	(10)
—	村絵図	(93)
—	書状	(179)
—	その他	(21)

入間家	—	税金	(10)
	—	諸雑金	(13)
	—	神主	(64)
	—	土地	(31)
	—	山林	(19)
	—	争論	(247)
	—	証券印紙売捌人	(14)
	—	郵便局	(7)
	—	借金	(144)
	—	買物	(146)
	—	酒造	(7)
	—	生糸	(3)
	—	養蚕	(17)
	—	小作・下男・奉公人	(16)
	—	文芸	(26)
	—	家系・履歴 (含賞状類)	(9)

—	徴兵（書状含）	（46）
—	書状	（252）
—	その他	（128）

以下、ここでは、この系統図をもとに入間家と入間家文書の特徴について近世・近代に分けて述べてみる。

【近世】上記の分類からも分かるように、入間家文書は、出羽国村山郡入間村の幕府領の名主家文書である。入間家文書の近世史料は、名主という役職に伴って生成される文書と入間家という家及び家経営に関連して残された家文書の二つに分ける事が出来る。

この内「名主家」に分類される文書の中には、入間家が郡中惣代を勤めた時のものも含まれる。例えば、入間家では、清右衛門が文久二年（一八六二）十二月に「東根郡中会所詰惣代」として帳面を作成している⁽²⁷⁾が、入間家では名主の他に少なくとも文久三年（一八六三）から元治二年（一八六五）までは東根村名主小池郁太郎と共に郡中惣代を勤めていることが確認できる⁽²⁸⁾。さらに慶応二年（一八六六）二月に清右衛門は、「東根会所附道具取調帳」の控えを作っている⁽²⁹⁾。この他清右衛門は、安政二年（一八五五）には「救石代願」の惣代となっており、田代村の仁左衛門と共に出府している⁽³⁰⁾。

(27) (酉（文久元年）12月～戌（文久2年）12月17日） 文久二壬戌年十二月 御領分村々日掛銭当戊未迄向拾ヶ年積立毎年寄高御割印帳 東根郡中会所詰惣代 入間清右衛門扣（昭53仙台46）

(28) (文久3年正月10日～文久3年12月27日) 文久三癸亥年正月十日 御用御留帳 松前領入間村名主清右衛門（昭54仙台229）、(元治2年正月14日～元治2年12月19日) 元治二乙丑年正月十日 御用御留帳 松前領入間村名主入間清右衛門（複写）（昭54仙台281）

(29) 慶応2年2月 慶応二寅年二月 東根会所附道具取調帳扣 入間清右衛門扣（昭53仙台65）

(30) (安政2年正月7日～安政2年12月18日) 安政二乙卯年正月七日 御用御留帳 名主清右衛門（昭54仙台222）、(卯（安政2年）6月24日) 乍恐以書付奉申上候（天保四巳年以來凶作ニ付御救安石代願）（下書）（昭55仙台1556）、(卯（安政2

なお、年貢の内の買替米の項目は、松前藩領となった安政四年に清右衛門が買替米惣代を勤めた時の「史料群」である。安政四年（一八五七）九月に入間村・兵助新田・宮内村・熊野村・石田村・柳沢村・綱取村・岩根沢村・水沢村・八兵衛新田・沼山村に安政四年の年貢米を買い納めるよう東根役所から廻状が出され、同年十月には東根役所から年貢酒田買替米納人惣代の者を定める旨の廻状が出された事に伴い⁽³¹⁾ 入間家が買替米惣代を勤めたことによるもので、買替米代の残金を名主清右衛門が安政六年（一八五九）十二月まで払っていることが確認出来る⁽³²⁾。この安政四年という年は、同年二月に熊野村・石田村・柳沢村・綱取村・岩根沢村・水沢村・八兵衛新田・兵助新田・入間村・沼山村の名主・組頭・百姓代が定式石代の歎願を行う旨の約定を結び十ヶ村の名主に宛てて提出している年である⁽³³⁾。

また、入間家は、入間神社の神主を務めており、嘉永六年（一八五三）三月に入間津志間が入間村の薬師十二神神主として神道裁許状を得ている⁽³⁴⁾。その後、慶応四年（一八六八）正月 入間津志間の死去に伴い、息子の入間昇が入間神社の神主を継いでおり、明治七年（一八七四）二月十五日には沼山村の郷社大沼神社の祠官を拝命している⁽³⁵⁾。

この他、入間家文書の全体的な特徴として書状が多く伝存していることが挙げられるが、「名主家」の書状に分類した史料には、入間家の入間村の中にとどまらない広域的な関係を見ることが出来る。以下例をいくつか

年）6月24日）乍恐書付を以奉申上候（定式御救安石代願）（下書）（昭55仙台1822-1）

(31)（安政4年正月10日～安政4年12月19日） 安政四丁巳年正月十一日 御用御留帳松前領入間村名主清右衛門（昭54仙台224）

(32) 未（安政6年）12月3日 覚（買替米代残金受取ニ付）（昭55仙台384-17）

(33) 巳（安政4年）2月 覚（定式石代歎願の儀ニ付約定）（昭55仙台1754）

(34)（明治6年5月） 四冊取調 壱冊者山形県壱冊者佐個菅雄壱冊者無名ニ而宛名なし壱冊者扣 入間昇（明治六年神道裁許状）（昭55仙台203-1）

(35) 明治7年12月 履歴（昭55仙台204）

挙げると、巳年五月付で水沢村名主久右衛門・綱取村名主次右衛門から入間村名主清右衛門に出した書状によると、白岩橋一件について石田村・柳沢村・綱取村・水沢村で集まる約束をして、一同で岩根沢村の太左衛門宅へ出かけて評議をすることとなっている⁽³⁶⁾。また、沼山村の権兵衛が、はげ山田地番代の義について兵助新田の長右衛門、入間村の私領名主次兵衛と共に御領名主である清右衛門に書状を出しており⁽³⁷⁾、水沢村の者からは、伐木代の一件に伴い名主久右衛門が宿預りになった事により、立合名主であった清右衛門らに一件の取り計らいを願う旨の口演が出されている⁽³⁸⁾。この他、入間家文書では、清右衛門が郡中惣代を勤めていた時の書状も多く残っている。

なお、「名主家」の一件の項目には、名主として職務上の参考としたと思われる他村の一件記録も含まれており、中項目・小項目で「諸役」・「備金」・「国役金」といった項目に入れた史料は、そのほとんどが領収関係のものである。

【近代】これに対して近代に入ると、天保期以降名主を勤めていた入間清右衛門は、明治三年（一八七〇）五月十三日に書かれた書状に「清右衛門改名入間昇」という署名が見られる⁽³⁹⁾ことから、この頃昇と改名したものと思われる。また、これにともない名主見習であった増五郎が清右衛門と改名したと考えられる。

入間昇が明治七年（一八七四）十二月に中教院講究課に出した履歴によれば、明治四年八月七日に第四大区小四区区長を仰せ付けられたとしている⁽⁴⁰⁾が、実際には明治四年四月に戸籍法が出され八月に戸籍区が制定さ

(36) (江戸) 巳 5 月 6 日 (白岩橋一件評議ニ付呼出の儀書状) (昭55仙台1409)

(37) (江戸) 卯月10日 (はげ山田地番代兼帯之儀頼ニ付書状) (昭63仙台758)

(38) (江戸) 8 月 20 日 口演 (名主久右衛門宿預り之儀掛合取計願ニ付) (昭63仙台713)

(39) 午 (明治3年) 5 月 13 日 (松前藩村替之儀御知らセニ付書状) (昭55仙台1537)

(40) (明治6年5月) 四冊取調 壱冊者山形県壱冊者佐個菅雄壱冊者無名ニ而宛名

れると入間村は第十八区となっており、入間昇は明治四年九月には十八区副戸長心得⁽⁴¹⁾、戸長⁽⁴²⁾となっていることが確認できる。第十八区はその後第二十一区、第二十三区と変わっているが、明治五年四月以降には区長、副区長といった肩書も見ることができ（なおこの区には仮区長は置かれず副区長に入間昇、松田助太郎が就いている）。

明治五年九月に大区・小区制が公布されると入間村は第四大区小四区となっている。この後も入間昇は戸長の肩書のままだが、明治六年には第四大区小四区区長として登場する⁽⁴³⁾。入間清右衛門はそれまでは名主見習（場合によっては（副）戸長の代理も勤めていたと思われる）であったが、これにともない戸長となっている⁽⁴⁴⁾。そして、明治九年十月五日に入間村が第二大区四小区となると、明治九年十一月一日に第二大区四小区は三小区の区務所で事務を取り扱う旨の達が出たため、事務の引き渡しを願う書状が入間昇に出されている⁽⁴⁵⁾。これを受けて明治九年十月二十六日には入間昇は戸長⁽⁴⁶⁾に、十一月二十九日には入間清右衛門は村長となっていることが確認できる⁽⁴⁷⁾。翌明治十年中には、一月⁽⁴⁸⁾以降に入間清右衛門の肩書は「保正」となっており、入間昇（登）に関しては明治十年十

なし老冊者扣 入間昇（明治六年神道裁許状）（昭55仙台203-1）

(41) 辛未（明治4年）9月（第十八区窮民救助仕法仰渡ニ付請書）（写）（昭55仙台947）、未（明治4年）9月晦日（関東出生士分の儀ニ付書状）（昭55仙台1112）

(42) 未（明治4年）9月12日（戸籍改場所ニ付書状）（昭55仙台1169）、未（明治4年）9月20日（廻達請取及び戸籍帳差上ニ付廻文）（昭63仙台252）

(43) 例えば、明治6年9月25日（取落しの金札紙入拾得の件ニ付書状）（昭55仙台1030）

(44) 例えば、明治6年6月 田畑立附米小拾取調書上帳 第四大区小四ノ区入間村（昭53仙台111）

(45) （明治）9年11月1日（第二大区四小区区務所変更ニ付事務引渡の件書状）（昭55仙台582）

(46) 明治9年10月26日 地価帳総計取調帳 第二大区四小区吉川村（昭55仙台581）

(47) 明治9年11月29日 神社寺院取調書上 第二大区四小区入間村（昭55仙台587）

(48) （明治10年1月31日） 差出申詫書之事（田地売約定書奥印差拒ミの件ニ付）（写）（昭55仙台600-3）

月十六日に副区長から四小区吉川・入間・沼山・志津・月岡・原・月山
 沢・砂子関村の里正の申付状が出されている⁽⁴⁹⁾。

以上の入間昇および入間清右衛門の履歴をふまえて近代史料を概観する
 と、いわゆる公文書の類は入間昇が区長を辞めた明治九年までのものが中
 心であり、以後私文書中心に移行している。

この他、「入間家」の項目に「郵便局」という項目を設けたが、入間清
 右衛門は、郵便取扱役を務めており、郵便取扱役は、明治十年十月十七日
 には務めていたことが確認できる⁽⁵⁰⁾。明治十四年四月二十一日に郵便取
 扱役の退任の再伺書を出している⁽⁵¹⁾。

また入間昇は、証券印紙売捌人を勤めていた時期があり、明治七年七月
 十五日には証券印紙界紙の売払・代価の上納書を山形県に提出している
⁽⁵²⁾。その後も明治十年一月段階⁽⁵³⁾、明治十一年十二月段階⁽⁵⁴⁾でも確認
 出来る。なお書状中に「御師匠様」という文言が出てくる事があるが、こ
 れは入間昇を指すと思われる⁽⁵⁵⁾。

近代文書では、「入間家」の「争論」（争論関係）・「借金」・「買物」（領
 収証など）が点数の多い項目として挙げられる。

全体的に入間家文書は文書群としてはやや偏りのある内容となっている。
 この中で、近世文書における租税関係の史料は「受取書」類を除けば極め
 て少ない。しかし、これをカバーするものとして、入間村の皆済目録の綴

(49) (明治10年10月16日) (四小区里正辞令) (写) (昭63仙台85)

(50) ((明治) 10年10月17日) 郵便御勘定表之義二付御伺書 (写) (昭55仙台628)

(51) 明治14年4月21日 郵便局退任願再伺書 (昭55仙台658)

(52) 明治7年7月15日 (明治七年六月中証券印紙受払并代価上納表) (昭55仙台
 270)

(53) 明治10年1月 (証券印紙界紙受払并代価上納書) (昭55仙台597)

(54) 明治11年12月 (印税上納印紙界紙売捌計算表) (昭55仙台646-1)

(55) 午 (明治3年) 6月7日 (詩韻含英異同弁并対白自在買調之願二付書状) (昭
 55仙台1549)

りが現存しており⁽⁵⁶⁾、これにより享保八年（一七二三）から嘉永五年（一八五二）までの入間村の幕府領における年貢の課税・納入の状況を見る事が出来る。

二 入間村を治めた代官とその性格

（一）陣屋の変遷と代官の履歴

以上、入間家文書の文書群の紹介とその特徴について見てきた。ここでは、この入間家文書をもとに入間村を治めた代官の事例から「代官」という「職」の持つ性格と特徴について見てみよう。

入間村の幕府領を治めていた代官は、入間家文書をもとにまとめてみると【表1】のようになる⁽⁵⁷⁾。

【表1】 入間村（幕府領）を支配した代官

入間家文で確認出来る年代	代官（陣屋）名	前職	後職
享保8年(1723)～享保18年(1733)	森山勘四郎実輝（出羽国寒河江陣屋）（享保7年～享保18年）	代官（陸奥国川俣陣屋）	老免
享保19年(1734)	池田喜八郎季隆（出羽国寒河江陣屋）（享保18年～享保19年）	小普請	代官（美作国倉敷陣屋）
享保20年(1735)～延享元年(1744)	黒沢直右衛門高室（出羽国寒河江陣屋）（享保19年～延享元年）	大坂金奉行	死去
延享2年(1745)～寛2年(1749)	山本平八郎親行（出羽国寒河江陣屋）（延享元年～寛延2年）	代官（江戸詰）	代官（伊豆国三島陣屋、出張：甲斐国谷村陣屋）
寛延3年(1750)	柴村藤右（左）衛門盛香（出羽長瀬陣屋）（延享3年～寛延3年）	代官（江戸詰・江戸廻代官）	勇退

(56)（享保8年7月～嘉永5年7月）（入間村皆済目録写）（昭55仙台452）

(57)（享保8年7月～嘉永5年7月）（入間村皆済目録写）（昭55仙台452）、西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』（岩田書院、一九九八年）付録CD-ROM「幕領代官・陣屋データベース」。なお、同データを用いた研究としては飯島章「最後の下総・武蔵代官佐々井半十郎の下吏の履歴」（『房総の近世1』、『千葉県史研究』第十号別冊近世特集号、千葉県、二〇〇二年）がある。また、この表には出て来ないが白石吉郎が嘉永四年から嘉永五年まで柴橋代官を勤めている。

寛延4年(1751)	蔭山外記包鬮（出羽国尾花沢陣屋）（寛延3年～宝暦元年、出張：寒河江陣屋）	大番	死去
宝暦2年(1752)～宝暦3年(1753)	辻六郎左衛門富守（出羽国尾花沢陣屋）（宝暦元年～宝暦3年、出張：寒河江陣屋）	代官（江戸詰）	代官（大坂3）
宝暦4年(1754)～宝暦9年(1759)	風祭甚三郎国辰（陸奥国小名浜陣屋）（宝暦3年～宝暦10年）（出張：出羽国白岩陣屋）	代官（出羽国塙陣屋）	代官（備中国笠岡陣屋）
宝暦11年(1761)～明和元年(1764)	小田切新五郎光禄（出羽国柴橋陣屋）（宝暦11年～明和元年）	代官（出羽国大山陣屋、出張：柴橋陣屋、宝暦10年出張：白岩陣屋）	代官（駿河国駿府陣屋、明和2年～出張：甲斐国市川陣屋）
明和2年(1765)～明和6年(1769)	会田伊右衛門資敏（出羽国柴橋陣屋）（明和元年～明和6年）	代官（駿河国駿府陣屋）	代官（石見国大森陣屋）
明和7年(1770)～安永8年(1779)	野田弥市右衛門政啓（出羽国柴橋陣屋）（明和6年～安永9年）	代官（陸奥国桑折陣屋）	勇退
安永9年(1780)～天明8年(1788)	野田松三郎正晟（出羽国柴橋陣屋）（安永9年～天明8年）	勘定	代官（駿河国島田陣屋）
寛政元年(1789)	布施弥一（市）郎胤将（出羽国柴橋陣屋）（天明8年～寛政元年）	代官（江戸詰）	代官（江戸詰・江戸廻代官）
寛政2年(1790)～寛政6年(1794)	池田仙九郎但季（出羽国柴橋陣屋）（寛政元年～寛政7年）	勘定	代官（大坂1）
寛政7年(1795)～享和2年(1802)	三河口太忠輝昌（出羽国柴橋陣屋）（寛政7年～享和3年）	代官（郡代屋敷詰）	代官（備中国倉敷陣屋）
享和3年(1803)～文化元年(1804)	山田常右衛門至倍（出羽国柴橋陣屋）（享和3年～文化元年）	勘定	代官（美作国久世陣屋）
文化2年(1805)～文化7年(1810)	川崎平右衛門定安（出羽国柴橋陣屋）（文化元年～文化7年）（出張：寒河江陣屋）	代官（甲斐国石沢陣屋、出張：谷村陣屋）	代官（江戸詰・江戸廻代官）
文化8年(1811)～天保4年(1833)	池田仙九郎但季（出羽国柴橋陣屋）（文化7年～天保5年）（出張：寒河江陣屋）	代官（大和国五条陣屋）	死去
天保5年(1834)～天保7年(1836)	池田岩之丞季秀（出羽国柴橋陣屋）（天保5年～天保7年）（出張：寒河江陣屋）	見習	代官（大坂1）

天保8年(1837) ～ 天 保 14 年 (1843)	添田一郎次彭章（出羽国柴橋陣屋）（天保7年～天保14年） （出張：寒河江陣屋）	代 官（大坂1）	裏門切手番頭
天保15年(1844)	大貫次右衛門光証（出羽国尾花沢陣屋）（天保2年～弘化元年） （天保14年～出張：柴橋・寒河江陣屋）	代 官（甲斐国石和陣屋、出張：谷村）	死 去
弘化2年(1845) ～ 嘉 永 元 年 (1848)	石井勝之進（出羽国尾花沢陣屋） （弘化2年～嘉永元年） （出張：柴橋・寒河江陣屋）	代 官（信濃国中之条陣屋）	新 番
嘉永2年(1849) ～嘉永3年(1850)	吉田條（条）太郎（出羽国柴橋陣屋）（嘉永元年～嘉永4年） （出張：寒河江陣屋）	勘定吟味方改役	死 去
嘉永4年(1851)	森田岡太郎清行（出羽国柴橋陣屋）（嘉永4年～嘉永4年） （出張：寒河江陣屋）	小普請方	代 官（甲斐国石和陣屋、出張：谷村陣屋）
嘉永5年(1852)	松永善之助祐貫（出羽国柴橋陣屋）（嘉永5年～安政5年） （出張：寒河江陣屋）	作事下奉行	代 官（大和国五条陣屋）

幕府の代官は、在任中は支配地の代官陣屋と江戸を往復しており、代官陣屋に在陣する期間と江戸に在府する期間があった。【表1】によると入間村を治めていた代官の代官陣屋の場所は必ずしも一定ではない。享保八年（一七二三）当時は寒河江陣屋であったが、寒河江陣屋は寛延三年（一七五〇）に長瀨陣屋、宝暦元年（一七五一）には尾花沢陣屋の出張陣屋となっている。そして、宝暦三年（一七五三）には白岩陣屋を出張陣屋に持つ陸奥国小名浜陣屋の支配となり、その後宝暦十一年（一七六一）に出来た柴橋陣屋の管轄となり、文化元年（一八〇四）からは寒河江陣屋が出張陣屋となっている。しかし、天保二年（一八三一）には尾花沢陣屋の管轄となり、天保十四年から柴橋・寒河江陣屋が出張陣屋となる。そして嘉永元年（一八四八）には再び柴橋陣屋が寒河江陣屋を出張陣屋として入間村を治めているのである。このように代官陣屋の廃止や出張陣屋化などに伴い、入間村を治めている代官の代官陣屋も移動していたのである。

なお、天保十三年（一八四二）十月に東北・関東・信越地方を支配する

十二ヶ所の代官に陣屋の在陣が命じられているが、柴橋陣屋の添田一郎次もその対象となっている⁽⁵⁸⁾。しかしその後在任中に亡くなった吉田条太郎は、嘉永三年（一八五〇）八月三日に寒河江陣屋に着き、同月十四日に支配地の村役人の御機嫌伺いを受けた直後に病氣となり同月二十六日夜に死去した。この吉田条太郎の死去が公にされたのはこの半年後の事であつたらしく、翌年二月十四日に死去の触れが出たため同月十八日に葬送り真言宗楯北村惣持寺へ寒河江陣屋より葬っている。この葬儀には村々の名主が祓で詰め、焼香に寒河江・柴橋陣屋の手付らが参り、尾花沢代官の名代が来ている⁽⁵⁹⁾。また、安政二年（一八五五）に清右衛門が惣代となり「救石代願」のため江戸に出府した際には、同年六月二十三日には神田仲町久保田屋源四郎方に止宿している⁽⁶⁰⁾。この際には「見越願」であるため今年の秋に代官が下向した際に一同より申し上げる事としている⁽⁶¹⁾。

さらに【表1】では入間村を治めていた代官の履歴について代官の前職と後職も示している。

また、代官によっては、入間村を治めた期間は異なりまちまちである。例えば、享保期では、森山勘四郎が享保八年（一七二三）から享保十八年（一七三三）まで勤めた後、池田喜八郎に変わるが、池田喜八郎は一年後に倉敷陣屋の代官になっている。そしてその後、黒沢直右衛門が享保二十年（一七三五）から延享元年（一七四四）まで勤めている。

この内、柴橋陣屋支配の時代の特徴としては、池田仙九郎が柴橋陣屋に寛政元年（一七八九）から寛政七年（一七九五）と、文化七年（一八一

(58) 大口勇次郎「天保期の性格」『岩波講座日本歴史12近世4』（岩波書店、一九七六年）

(59) （嘉永3年正月28日～嘉永4年12月） 嘉永三戌年嘉永四亥年 書留録 入間村長名主清右衛門良隆用（昭55仙台312）

(60) 卯（安政2年）6月23日（石代願経過ニ付書状）（昭55仙台1264）、卯（安政2年）6月23日（伴作兵衛江戸浅草弘福寺奉公ニ付書状）（昭55仙台1271）

(61) （卯（安政2年）6月24日）乍恐書付を以奉申上候（定式御救安石代願）（下書）（昭55仙台1822 -1）

○) から天保五年(一八三四)までという長期にわたって在任している点が上げられる。しかも池田仙九郎が天保五年の在任中死去した後は、息子の池田岩之丞が代官見習から代官となり天保五年から天保七年まで勤めているのである(なお、この後池田岩之丞は、大坂、駿河国駿府の後、豊後国の日田郡代を勤めている。また、池田仙九郎の祖父は、寒河江陣屋時代の享保十八年から享保十九年に入間村を治めた池田喜八郎季隆である)。

こうした二代に渡って同じ代官陣屋の代官を勤めた事例は安永期にも見られる。野田弥市右衛門が明和六年(一七六九)から安永九年(一七八〇)まで柴橋陣屋で代官を勤めて勇退すると、息子の野田松三郎が安永九年から天明八年(一七八八)まで勤めている(なお、この後野田松三郎は、駿河国島田、駿河国駿府、甲斐国甲府に勤めている)。

ところで、近世中期以降において、新たに登用された代官の「家」がそのまま「代官職」を継承していく事例をよく確認することができる。代官は、一度代官に就任すると代官のまま引退、あるいは死去する者が多いが、その後息子が代官職を継ぎ、そのまま代官の「家」を継続させていく事例を見ることが出来るのである。入間村を支配していた代官でも、こうした代官の「家」の出身者が多い。

例えば前出の池田家は、天和元年(一六八一)に池田新兵衛重富が麻布葉園預かりから還俗の後代官となって以降代官を勤めた家系である⁽⁶²⁾。また辻家の場合は、辻弥五左衛門守参が元禄十二年(一六九九)美濃郡代を勤めている。そして、その養子の辻甚太郎守雄が享保三年(一七一八)に父に代わって美濃の代官となり、同十七年に家を継ぎ郡代となっているが、これ以降代々代官を勤める家系となっている⁽⁶³⁾。また、川崎家の場合、川崎平右衛門定孝が寛保三年(一七四三)に新田世話役から代官となり、明和四年(一七六七)に勘定吟味役となっている。これは特殊な事

(62) 『新修寛政重修諸家譜』第五巻、p 170~172

(63) 『新修寛政重修諸家譜』第二十二巻、p 296~298

例ではあるが、川崎家もまたこれ以降代官の「家」となっているのである⁽⁶⁴⁾。

また、入間村を治めた代官のもう一つの特徴としては、馬喰町詰代官・関東郡代付代官に就任、あるいはこれらの代官を勤めた家出身の代官を確認できる点が上げられる。三河口太忠輝昌は、関東郡代付代官から柴橋陣屋の代官になっている（なお、この息子の三河口太忠輝清は、文化十三年に代官見習から越後国水原陣屋の代官に就いているが、文政三年（一八二〇）父の咎のため知行を召し上げられ御家人となっている）。また、大貫次右衛門光豊は、天明六年勘定吟味方改役から越後国水原陣屋の代官となった後、関東郡代付代官・馬喰町詰代官となりその後勇退している⁽⁶⁵⁾。入間村を治めた大貫次右衛門光証は、この光豊が勇退した文政六年五月に見習から代官となっており、息子であると思われる。

（二）入間村と代官の「御救」

入間村では、たびたび近世を通じて大きな飢饉に見舞われた。前記の通り、入間家文書には享保八年（一七二三）から嘉永五年（一八五二）までの年貢皆済目録を記録した一冊の帳面があるが⁽⁶⁶⁾、【グラフ1】は、これをもとに入間村で納めた年貢の内本途物成の推移をまとめたものである。これによると、入間村では、代官所に納める年貢の額が大きく落ち込んでいる時期がある。

ここでは、このような際に代官が「御救」を行っている事例を挙げる。宝暦五年（一七五五）から宝暦六年までは凶作のため年貢を役所に納められなかったため、宝暦八年十月に代官風祭甚三郎⁽⁶⁷⁾から年貢皆済目録が

(64) 『新修寛政重修諸家譜』第二十二巻、p 217～218

(65) 『新修寛政重修諸家譜』第二十巻、p 256

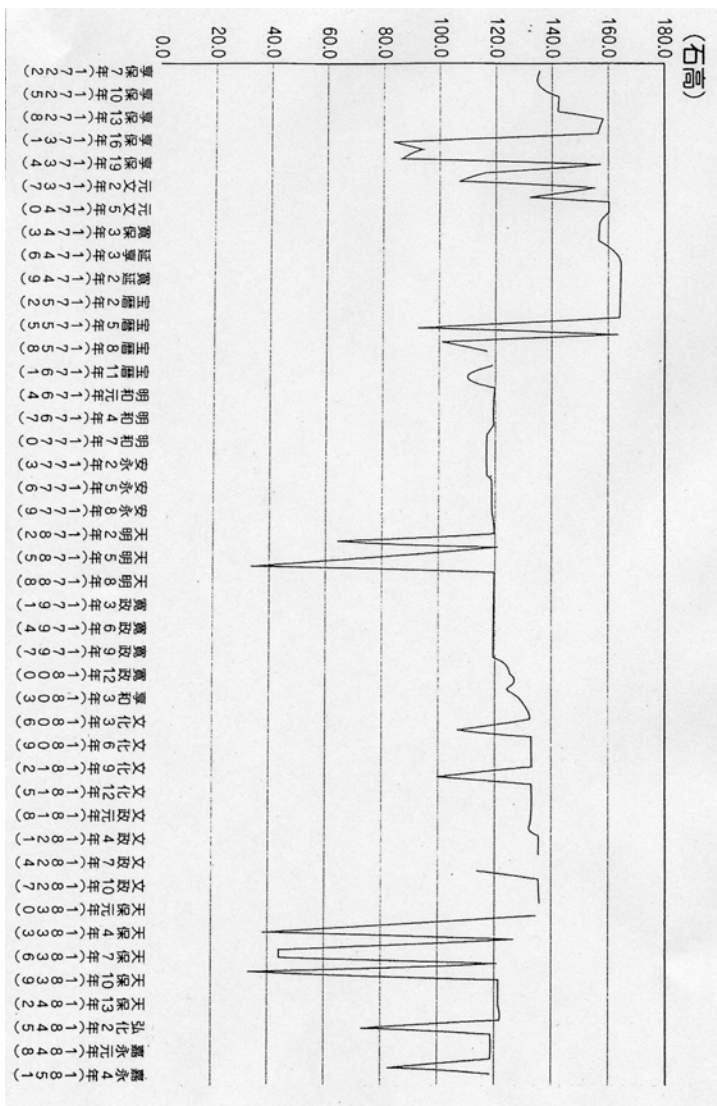
(66) （享保8年7月～嘉永5年7月）（入間村皆済目録写）（昭55仙台452）。

(67) その一方で風祭甚三郎は、（（天保6年8月）乍恐以書付御歎申上候（一ツ小柳大凶作一件ニ付損地願）（写）（昭55仙台130-2）では、入間村の枝郷の字一ツ小柳

宝暦七年分と同時に発行されている。

で荒地となり以来手余地となった土地について歎願した際沙汰に及び難いとしてこれを退け、強いて願い出た村役人に対して手鎖等の処罰を行った代官とされている。

【グラフ1】 入間村年貢高の推移



この時には、結局宝暦五年分の内不納の分は拝借金で上納し、宝暦六年の年貢と共に二十ヶ年賦で返納することとなっている⁽⁶⁸⁾。しかし、『新修寛政重修諸家譜』によれば、宝暦八年に代官風祭甚三郎は、「これよりさき亥年」(＝宝暦五年)の凶作の時に子年(＝宝暦六年)の年貢で収納したことなどにより出仕を一時とどめられている⁽⁶⁹⁾。

また、天保九年(一八三八)四月に、兵助新田の惣百姓が代官池田仙九次他下役の武運長久を神に祈願する旨の議定書を作成している。これは、天保四年九月⁽⁷⁰⁾大雨による洪水の時用水路が崩れたことにより池田仙九郎に見分を願い出た際、村高二十九石二斗二合の内田方十二石を引高にした処置によるものであった(下役の名前として元々山崎勤五郎の他竹内弥門次、真壁弥四郎の名前が上がっている)⁽⁷¹⁾。なお、この天保四年の八月には、入間村他一ヶ村が左沢大庄屋の阿部伝五郎に飢饉のため御救いの願書を作成している⁽⁷²⁾。

(68) (享保8年7月～嘉永5年7月)(入間村皆済目録写)(昭55仙台452)。ただし、宝暦十二年の年貢皆済目録では三十ヶ年賦、宝暦十三年以降は、三十三ヶ年賦となっている。

(69) 『新修寛政重修諸家譜』第二十巻、p 329。なおこの後天明年間には、村山郡幕府領二百五十ヶ村では幕府の廻米強化策の阻止・安石代を要求する訴願運動が展開された。この点については、宮崎勝美「天明朝羽州村山郡幕領の石代納闘争と惣代名主制」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢下巻』吉川弘文館、一九八四年)を参照の事。同論文によると、天明三年十月から天明四年十月には柴橋附の郡中惣代には米沢村と仁田村の名主が就いており、天明六年十月には米沢村と金谷原村の名主となっている。

(70) (天保4年6月28日～寅(天保13年)11月以降)(兵助新田用水路大破ニ付修復・御救・損地関係綴)(昭53仙台17)。ただし、同史料によれば、池田岩之丞から添田一郎次に代官が代わると損地の起返が命じられている。

(71) (天保9年4月)惣百姓神文を以議定之事(大洪水の砌引高二付代官武運長久祈願)(下書)(昭53仙台19)。なお、相沢時之進は、万延元年に豊後日田陣屋で亡くなっているが、惣持寺の役僧から入間村の愛染院法印と名主清右衛門に相沢他二名(この二名の氏名は不明)の戒名を連絡する旨の書状が出されている((江戸)12月11日(戒名ニ付書状カ・前欠)・昭55仙台130-9)。

(72) (天保4年8月)乍恐書付を以奉願上候事(飢饉ニ付御救い願)(下書)(昭55仙

この他、入間村本郷の一寸小柳では、宝暦五年の大凶作で全員「退転」して荒地化してしまったため、天保四年の大凶作の時に地藏堂の前の杉の大木を売り払った代金で荒地の起返しをしようとして伺いを立てた所、当時の代官（＝池田仙九郎）が一寸小柳の「有高」を全て「引高」とした。また、現在の代官（＝添田一郎次）も検見の「引方」については格別の「救引」をしたとして、天保九年四月に入間村本郷の惣百姓が一寸小柳の地藏尊に代官と手代の武運長久を祈念している⁽⁷³⁾。また、天保七年三月にも同様の願望書が作られている⁽⁷⁴⁾。

このように、天保期には、入間村本郷・兵助新田では、代官の「顕彰」を行っている事例を確認できる。池田仙九郎は、前記したように長期間に渡って寛政期と文化期から天保期にかけて柴橋陣屋で代官を勤めており、その後も池田岩之丞が天保五年から天保七年まで代官を勤め、支配所の村々にとって特別な存在であったことも背景にあると考えられる⁽⁷⁵⁾。なお、天保四年六月八日に（代官）役所から近年飢饉が続き金銭融通・夫食等に差し支え米価も次第に引き上がる中、当年は土用に至っても季侯が不順であるため五穀成就の祈念をするよう小前末々迄申し聞かせ、一日休日にして鎮守社内等で格別金銭がかからぬよう修行する旨の廻状が出されている⁽⁷⁶⁾。それから池田仙九郎が代官在任中に亡くなった際には、天保五

台721)

(73) (天保9年4月) 乍恐奉捧再願書之事(一寸小柳大凶作一件ニ付代官手代の武運長久祈念ニ付)(写)(昭55仙台130-5)

(74) (天保7年3月) 奉捧一寸小柳地藏尊願望書(一寸小柳大凶作一件ニ付代官手代他跡支配代官等安全武運長久ニ付)(下書)(昭55仙台130-4)

(75) また当時は、天保四年(一八三三)の全国的な凶作以来、毎年のように「御取箇附」「荒地起返、免直」についての布令を代官所へ達し、年貢の確保に努めている時期であり(大口勇次郎「天保期の性格」(『岩波講座日本歴史12近世4』、岩波書店、一九七六年)、こうした動向に逆行する動きであったことも背景にあったと思われる。しかし、こうした代官の行動は、天保十四年(一八四三)に全国の幕府領で行われた「御取箇御改正」につながったと言えよう。

(76) (天保4年正月七種～天保6年4月) 天保四巳年正月吉祥日 御用御留帳 入間

年六月に柴橋会所から村々の名主に宛てて代官が「遠行」したので引き続き若殿様（＝池田岩之丞）の支配所になるよう「祈念」する旨の廻状が出されており⁽⁷⁷⁾、こうした「祈念」という行為の背景には当地の天保期における神に対する社会的意識があったものと思われる。

なお、弘化四年（一八四七）三月に私領への引き渡しや分郷の御免を入間村（本郷・枝郷）・兵助新田・沼山村で願書を作成した際に、その理由として天保四年・七年の飢饉の際に私領とは違い夫食の拝借の他種々の「救筋」を下されたこと、弘化三年には夫食米金の拝借高の半高を「下切」、残りの半高を永年賦にしたことを上げている⁽⁷⁸⁾。

この後領主が松前藩に代わった後も、慶応二年（一八六六）は天保四年同様の凶作とされているが⁽⁷⁹⁾、慶応二年十一月には入間村他八ヶ村（八兵衛新田は水沢村代兼）の村役人が東根役所へ去年の米価が存外の高値であるため、破免検見は行われたものの柴橋陣屋附同様の救安石代での上納を願い出ている⁽⁸⁰⁾。また同年十二月朔日に入間村・兵助新田は東根役所から百両の拝借金をしている⁽⁸¹⁾。また同年十二月二十三日には入間村枝郷が東根役所からこの年大凶作であったため種籾の買代金として金二十五両を拝借している⁽⁸²⁾。

村清右衛門主（昭54仙台211）

(77)（天保4年正月七種～天保6年4月）天保四巳年正月吉祥日 御用御留帳 入間村清右衛門主（昭54仙台211）

(78)（弘化4年3月）乍恐書付を以奉願上候（私領御引渡之儀御免ニ付）（写）（昭55仙台196）

(79) 寅（慶応2年）11月27日 乍恐以書付御歎願奉申上候（柴橋陣屋附同様の安石代願）（昭55仙台986）

(80) 寅（慶応2年）11月27日 乍恐以書付御歎願奉申上候（柴橋陣屋附同様の安石代願）（昭55仙台986）

(81) 慶応2年12月朔日 御拝借金証文之事（当卯年貢上納金其外ニ差支ニ付）（昭55仙台455-3）

(82) 慶応2年12月23日 御金拝借証文之事（当寅大凶作ニ付種籾代金拝借ニ付）（昭55仙台455-4）、なお、慶応二年の破免検見の際に作られた「当寅田方立毛内見合附取調書上帳」（入間村本郷・昭54仙台31）と（兵助新田分・昭54仙台46）を作成す

こうした代官の支配地に対する「御救」や代官の「顕彰」に関する事例は、これまでも研究史の中で報告されているが、入間村の場合も凶作の際には同様の事例を確認する事が出来るのである。

(三) 代官・柴橋陣屋附村々・江戸

近年菊池勇夫氏は、東北における宝暦・天明の飢饉の問題を、江戸廻米とからめて論じているが、このように東北の農村の問題を論じる場合、江戸・大坂に対する視座が必要である⁽⁸³⁾。代官は、幕府勘定所の「官僚」として全国に配置されていたが、代官の行動には、支配を担当する幕府領以外にも、江戸の幕府勘定所を政策の視野において行動する事があった。

寛政三年（一七九一）に代官池田仙九郎によって、柴橋陣屋付の村々に郡中備金仕法が導入された。これは、村で高百石に付き二百文ずつ金を出し、この他百姓の中で「奇特之者」が金を出すというもので、翌年から五年間で百十二両余りになった所でどこかに貸す際には郡中惣代などが立ち会い取り締まる事となっていた。この郡中備金は文化十年（一八一三）には三千四百両程となったため仕法を申し立て年一割の利金を郡中の品々の入用、困窮の村々の貧民の手当て、江戸・大坂への廻米として納める際の不足分の買い納めに利用されていた⁽⁸⁴⁾。

しかし、これ以後文化十四年（一八一七）に、幕府が幕府の公金貸付政策の中心であった馬喰町の貸附役所の統制・集中化を行った。幕府は、関東・東北・北陸筋代官二十二名を対象に、それぞれの代官が従来個別で扱っていた貸付業務を、以後江戸の馬喰町御用屋敷詰代官が一手に引き受け

る際にメモ代わりに用いられた付木が残っている（昭63仙台79-1～8）。

(83) 菊池勇夫「享保・天明の飢饉と政治改革」（藤田覚編『幕藩制改革の展開』山川出版社、二〇〇一年）

(84) なお、この「郡中備金」をめぐる一連の動向については、（弘化5年3月）御代官吉田條太郎御支配柴橋付郡中備金願書留書 入間長名主清右衛門良（花押）（写）（昭55仙台 201）による。これは、柴橋陣屋附の村々の名主から当時の柴橋陣屋の代官であった吉田條太郎役所に宛てて出された願書の写しである。

ることとし、同年に勘定奉行以下十八名の勘定所役人を馬喰町御用屋敷詰めの「貸付掛」に任命したのである⁽⁸⁵⁾。この幕府の政策は、柴橋陣屋付の村々の郡中備金に大きな影響を与えるようになり、郡中備金は、文化十五年以後幕府勘定所による公金貸付政策に連動することとなった。文化十五年、当時の代官（再び柴橋陣屋の代官となった池田仙九郎）から郡中備金を馬喰町の貸付役所に差し出す旨が仰せ渡され、郡中備金は馬喰町の貸付役所に引き上げられ貸し付けの取り扱いも貸付役所で行うこととなった。これにより、利金は年七分に利下げとなり、この利金の内が郡中へ下げられる事となった。その後天保三年・四年に村々で前代未聞の大凶作が起きると、郡中では郡中備金の内七千両余りの「御救い」を願い上げ、その結果四千両が下げ渡されたが、残りの三千両は馬喰町の貸付役所に差し置かれた。こうした江戸を中心とした幕府勘定所の貸付金体制が強化された事にもなう一連の動向は、支配代官の村に対する郡中備金政策を転換させることになった。公金貸付政策の軸となっていたのもまた馬喰町御用屋敷詰代官という代官であったのである。

その後、天保七年（一八三六）の代官添田一郎次支配の時、天保七年から一年に三千両の利金二百十両が天保七年・八年に下げ渡しになった。しかし天保九年には、村山郡幸生銅山の御手山稼ぎに損失金が出たため、天保九年より郡中備金の利金から一年に八十両ずつ「償上納」をする旨が仰せ出されている。これに対して村々は、郡中備金はもともと銅山とは関わりのないものであるため反対したが、代官に押し切られ結局この「償上納」分を除いた金百三十両ずつが下げ渡しになっている。

天保十四年（一八四三）、こうした馬喰町の貸付役所による郡中備金の管理体制に転機が訪れた。天保十四年に幕府が、馬喰町の貸付金の回収や利金收取の渋滞が一段と厳しくなったため、貸付金の半高棄捐・半高無利

(85)「馬喰町御用屋敷貸付金」(『国史大辞典』第十二巻、吉川弘文館、飯島千秋氏執筆)

息永年賦返納にふみ切ったのである⁽⁸⁶⁾。この時、郡中備金の利金は、天保十一年から下げ渡されなくなっており、出雲屋弥太夫という者に三ヶ年分三百九十両が渡されていた。代官は、郡中に対してこの分については、天保十四年から年賦で取り立てて下げ渡すという事としていたが、この「馬喰町御代官附所御改革」の趣意により、三千両を「丸ニ上ヶ切」にする旨が仰せ渡された。これに対して、村側は、嘆願を繰り返し、その結果三千両の半分の千五百両が郡中に下げ渡しとなり、郡中会所に御預けとなった。

このように郡中備金が郡中会所に御預けになると、郡中の村々では、今度は代官所に郡中備金の管理を願い出るようになった。郡中では、弘化三年（一八四六）十二月（当時の代官は石井勝之進）から「貸附取締方仕法附」を決めてくれるよう代官に願い上げたが、下知の沙汰がなくそのまま差し置かれた。このため郡中の村々では、再度弘化五年に柴橋役所に願い出ている。その内容は、銅山の「償上納」と郡中備金の二つに分けることが出来る。

まず、銅山の「償上納」については、もとは三千両の七分の利金（二百十両）が対象となっていて一年間に八十両ずつ「償上納」をしても残りの百三十両を郡中の助成に使えたが、今回下げ渡しとなったのは千五百両であるためその利金の内四十両を「償上納」をした場合その残高では郡中の助成にはならないとしている。また、銅山も「盛山」となっており、現在は出銅百斤の内銀十匁ずつを増手当てとして下されているので、この増手当ての内から「償上納」を少々出させても請負稼人の難渋にもならないとしている。また、銅山の稼人が「償上納」を引き受けた場合、山稼ぎには「盛」「不盛」があるので、「不盛」な時期になり手当銀が減少したり、年季請負稼が休みになった時には郡中備金から「償上納」をずるとしている。

また、柴橋陣屋附の村々の実情として、村々の中には私領となった村も

(86) 前掲「馬喰町御用屋敷貸付金」

あり、村高も四分の一程となって郡中が小さくなったものの、囀蔵が取り立てとなり修復入用も臨時に増額になるため、どのような儉約をしても入用は減少にならない。さらに里方の村々では、江戸・大坂への廻米が多分に納不足になり、買い納め代を年々取り立てれば二重・三重に年貢を納めるのと同じであり村々は困窮してしまっているとした上で、弘化三年十二月に郡中で願い出た「御貸附方仕法」の通り、下げ渡された千五百両は柴橋役所で取り扱って欲しいとしている。その際には、柴橋陣屋附の村々は勿論、他領の支配であっても「慥成もの」が拝借を願い出た時は、身元を糺し「慥成」親類・請人を立てて五人組・村役人一同が連印し、所持の田畑を質地に差し出せるように名寄帳に突き合わせ証文を認めさせる。その上で、質地の場所を会所詰の郡中惣代と年番の名主が立ち会って惣代が奥印をして役所へ差し上げ、年一割の利附で元金を十ヶ年賦で返済するよう取り立てるとしている。そして、もし返済が滞ったら加判の者から弁金させ証人どもも契約を破らなければ質地の分を「御威光」を以て引き上げ、この代金で返納させるとしている。

柴橋陣屋附の村々は、以上の提案をした上で、郡中備金の利息は年一割なので、一年に百五十両取り立てられれば、銅山の「償上納」をする請負稼人たちが上納出来ない時は郡中備金の内から上納するので差し支えにはならないとし、この仕法をもって千五百両を柴橋役所の取り扱いにしてくれるよう願い出ている。

このように柴橋陣屋附の村々は、この「仕法」が採用出来ないようであれば、利金は年々「損毛」になってしまうので、もともと出金した者で身分を選び割りつけて預け置き、相応の利附にして、利金を郡中の難渋の浚にするしか無いので、半高千五百両を以前の通り柴橋役所の御貸附取り扱いにし、銅山の「償上納」は請負稼人から盛山の年季中に上納してくれるよう村々で願い出ているのである。

この郡中の申し出は、このようにかかなり具体的なものであったが、実際にこの申し出の通り実現したかどうかは定かではない。しかし、郡中備金

を村々の主導のもとで貸し付けを行うとは言え、その管理を代官所に求めている点は注目すべき点であろう。

その後、東根役所時代には、文久元年（一八六一）十二月中に「郡中村々備金永続方仕法」が仰せ出され、郡中貸附として金三百両が備え置かれこの趣意に准じて郡中でも文久二年から十ヶ年に一日銭二文づつ積銭を行う日溜備金が行われている⁽⁸⁷⁾。元治元年（一八六四）には郡中で、郡中入用に差し支えたため郡中備金三十両を下げ渡されているが、これはこの日溜備金であろう。この際には、郡中惣代の入間村名主入間清右衛門、東根村名主小池郁太郎が、郡中最寄惣代の名主四名と共に拝借証文を東根役所に提出している⁽⁸⁸⁾。

なお、郡中備金の制度は明治期も継続し、郡中備金は「郡中元会計取扱備金」と称せられ、明治五年（一八七二）十一月には、元柴橋附備金取扱掛りより吉川村、入間昇（入間村）、大山権三郎（入間村枝郷）、砂子関・月山沢両村、志津村の年賦金・一時返納分とも返済を求められている⁽⁸⁹⁾。また、明治七年一月に月岡村で備金を借用しており⁽⁹⁰⁾、同じ明治七年一月には入間村の大山権三郎が備金を借用し、備金取扱掛岸伝四郎他三名に証文を出している⁽⁹¹⁾。また、明治七年十二月に入間昇が柴橋年賦金として備金を十ヶ年賦で借用している⁽⁹²⁾。

(87) (酉（文久元年）12月～戌（文久2年）12月17日）文久二壬戌年十二月 御領分村々日掛銭当戌未迄向拾ヶ年積立毎年寄高御割印帳 東根郡中会所託惣代入間清右衛門扣（昭53仙台46）

(88) 元治元年8月10日 備金拝借証文事（郡中入用ニ差支ニ付）（昭53仙台53）

(89) 壬申（明治5年）11月24日 （郡中元会所取扱備金貸附年賦当申返納元利一時返納ニ付報告）（昭55仙台527）

(90) (明治7年1月) 差出申拾ヶ年賦割証文之事（下書）（昭55仙台255）、(明治7年1月) 備金借用証文之事（明治六年御貢金上納ニ差支ニ付）(写)（昭63仙台56）

(91) (明治7年1月) 備金借用拾ヶ年賦割証文 第四大区小四区入間村大山権三郎(写)（昭55仙台256）

(92) 明治7年12月 柴橋年賦金証文 入間昇（昭55仙台263）

おわりに

以上、まず第一章では、入間家文書の文書群としての構成を見てきたが、入間家文書は、租税史料館に寄贈されるまでの間の推移もあり、やや史料群としては偏りのある文書構成となっている。しかし、これは入間家文書の史料的な価値を何ら損なうものではなく、貴重な史料群であることに変わりはない。

こうした文書群の中、本稿では第二章で入間村を支配してきた代官とその対応を見てきた。この入間家文書をもとに入間村の支配を担当してきた代官について見てきたが、代官は幕府勘定所の「職」として全国を転々とする身分であったが、その中で入間村は池田仙九郎支配の時代が長かった点が特徴として上げられる。入間村の年貢をめぐる対応を見ると、飢饉時の村に対する対応は時代によって変化が見られたと思われるが、郡中備金の制度の導入などの事例から考えるのであればこの池田仙九郎が代官を勤めた時代が入間村にとって一つの転換期であったと言えよう。

池田仙九郎は、天保期には入間村及び兵助新田では、「顕彰」の対象となっており村側にとってはいわば「名代官」としての評価をされているように見える。しかし、郡中備金をめぐる代官と幕府勘定所、そして領地の村々の間における対応を見てみると、池田仙九郎に限らず各代官が地域の経済、あるいは全国的な視野に立った政策を行っていることが確認出来る。代官という幕府勘定所支配下の役職には、その就任過程・政策などに時代差があったものの、その根底には幕府勘定所支配の地方における遂行者としての立場があったのである。